

3 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

本市では、平成17(2005)年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、「ユニバーサルデザイン(用語の解説 参照)による福祉のまちづくり」の理念のもと、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい福祉計画」も、平成18(2006)年から3年ごとに策定してきました。

しかし、本市が平成23(2011)年度実施した聞き取り調査では、就労時・就労後の障がいのある人への理解不足や障がいのある人の雇用機会が少ないこと、障がいのある人が共同で生活するグループホーム設置等について地域に反対されたなど、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとはいえない現実がまだ残っています。

近年、「障害者基本法(昭和45(1970)年)」の一部改正や「障害者虐待防止法(平成23(2011)年)」の施行、「障害者総合支援法(平成24(2012)年)」の成立など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化をしています。

このような中、障がいのある人を含む全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、自己決定と自己選択のもと、多様な社会資源を活用しながら、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮することができる共生社会を実現することが大切です。本市においては、社会モデルの考え方も広く周知されるよう啓発を推進し「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」の理念のもと、全ての市民にとって暮らしやすい環境の整備を行っていくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

「障害者基本法」に規定する「鳥取市障がい者計画」に基づき、社会的障壁をはじめとする、障がいや障がいのある人に対する差別の防止、障がいのある人を含む全ての人がともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづくりを進めるため、施策を推進します。

- ① 市民への社会モデルの考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。
- ② 個々の障がいのある人や介護をしている人の多様なニーズに対応する

生活支援体制の整備・充実に努めます。

- ③ 障がいのある人の意思を尊重していける社会に向けて、「成年後見制度（用語の解説 参照）」の普及に努めます。
- ④ 障がいの早期療育体制の充実に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の地域生活支援の充実に努めます。
- ⑥ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制の整備の充実に努めます。
- ⑦ 能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。
- ⑧ 「情報バリアフリー化（用語の解説 参照）」の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。
- ⑨ 「バリアフリー（用語の解説 参照）」にとどまらずユニバーサルデザインの理念に基づいた環境の整備を行います。